

新型コロナウイルス感染症への主な対応状況

令和 2 年 3 月 1 9 日 1 3 時現在

※前回開催時からの追加箇所を下線記載

1 保健部

- 医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内感染対策の徹底を依頼
- 二次医療圏域内に「帰国者・接触者外来」の設置を要請
- 青森市保健所「帰国者・接触者相談センター」において相談を実施
- 消防本部、指定医療機関、東地方保健所、県との連絡・連携の体制整備
- 保健予防課、生活衛生課、健康づくり推進課、浪岡事務所健康福祉課の連携による相談対応
- 市ホームページ、市 Facebook、市メールマガジンによる情報提供
- 町会・町内会回覧、広報あおもり等による情報提供
- 各部・各機関への感染症予防対策の周知
- PPE（個人防護具）着脱実習、新型コロナウイルス関連勉強会による保健所職員等の対応力強化
- 保健所相談体制の強化 「電話回線の追加」
- 保健所相談体制の更なる強化 「24時間相談体制」
- 応援職員向けの新型コロナウイルス関連研修
- 3月4日から当面の間、トレーニングルーム（健康増進センター、西部市民センター）利用休止
- 「帰国者・接触者相談センター」への相談件数 534 件（2/5～3/18）

2 教育委員会事務局

(1) 臨時休業に伴う学校の動向

- ① 2月28日（金） 通常登校
 - 臨時休業の経緯について、児童生徒に説明及び保護者宛文書を配付
 - 休業中の生活、学習の取組方について児童生徒に指導
 - 休業中に体調不良等の症状が出た場合の家庭から学校への連絡方法を確認
 - 児童生徒の悩みや不安に対する相談窓口を再確認
- ② 2月29日（土）、3月1日（日）
 - 部活動等の教育活動は、原則として中止
- ③ 3月2日（月）～3月26日（木）＜臨時休業＞
 - 児童生徒の健康状態を確認し、健康状況等に変化があった場合は、速やかに市教委へ報告（市教委は保健所と連携し対応）
 - 教員の勤務については、業務に関わる職員や業務時間は必要最小限とし、業務に関わる教職員以外は、出勤を自粛する

(2) 卒業式及び入試について

- ①卒業式については、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりするなど万全の対応をとり、事前練習等を行わない
- ②受検に係る事前指導は、複数の教室を使用するなどの感染予防対策に万全を期し、必要に応じて実施する

(3) その他

- 感染防止のため放課後子ども教室は実施しない
- 3月4日から当面の間、トレーニングルーム（荒川市民センター、油川市民センター）利用休止
- 放課後児童会を利用する小学生のためのスクールバスの運行

3 福祉部

- 保育所について、2月27日の国からの事務連絡も踏まえ、感染の予防に留意した上で開所
- 放課後児童会について、2月27日の国からの事務連絡も踏まえ、感染の予防に留意した上で開所
- 子ども支援センター及び地域子育て支援センター（6箇所）について、感染拡大防止の観点から学校休業期間に合わせ休止（相談については、電話や家庭訪問により実施）
- つどいの広場「さんぽぽ」について、感染拡大防止の観点から学校休業期間に合わせ休止
- 高齢者等の集いの場として開催している「こころの縁側事業」及び「認知症カフェ」について、高齢者が感染した場合、重症化しやすいことから中止
- 青森市総合福祉センターの入浴施設については利用休止、施設で行われるイベントについては主催者に自粛を要請
- 障害者施設等（284施設）及び幼稚園、保育所等（138施設）に対し、市が一括購入した消毒液（次亜塩素酸水溶液 10ℓ）を現物配付予定（3/30頃）

4 総務部

- 本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎内へアルコール消毒剤の設置
- 職員に対する休暇取得等に関する周知

5 企画部

- 各種広報媒体での感染症対策について周知

6 市民部

- 市民課窓口における転出届の取り扱い変更（3/16～実施）

7 経済部

- 中小企業支援策の周知
青森県、青森市連携融資制度「経営安定化サポート資金【経営安定枠】」の周知
国が設置した経営相談窓口の周知
- 市内中小事業者の経営相談窓口の設置 3/10 13時
- 青森市特別保証融資制度「地場産業振興資金【特別小口枠】」の創設
- 青森県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金【災害枠】」への協調連携
(制度開始日は調整中)

8 都市整備部

- 市公営住宅の入居者に対してポスター掲示等により、手洗いや咳エチケットの徹底、ドアノブやスイッチなど手指がよく触れる箇所の消毒などの注意喚起

9 市民病院・浪岡病院

- 面会制限の実施
- 面会禁止（病院が依頼、許可した場合除く）（3/5～）

10 水道部

- 安全性を高めるために水道水に加える消毒剤である塩素の濃度を変更

11 交通部

- 国土交通省からの通知等を踏まえた対応として、交通部全職員へマスク着用及び正しい手洗いを義務付け
- 東部営業所、西部営業所及び乗車券発売所の入口全てに消毒液を設置し、職員入退所時の消毒を義務付け
- 全乗務員の体温チェック実施
- バス車内及びバス待合所に感染症対策ポスターの掲示（日本語／英語／中国語）

12 浪岡事務所

- 浪岡庁舎内へアルコール消毒剤の設置

13 各部・各機関共通事項

- 国、県からの通知を関係機関、関係施設に周知及び掲示
- 所管施設における衛生管理の徹底